

60歳
以上の

単身高齢者さま入居のための

ハーツアイズプラン



入居者さま(委任者)がお亡くなりになった場合、
物件内に残された遺品(残置物等)の所有権は、
相続人さまに承継されるため、
相続人さまの有無や所在が分からない場合、

残置物が
処理できない...



賃貸借契約が
解除できない...

このようなリスクが不安となり、特に単身高齢者さまに対し
大家さま(賃貸人)がお部屋を貸すことを躊躇する傾向にあります。

このようなトラブル回避のために



入居者さま(委任者)がお亡くなりになってしまった場合に、
入居者さまとハーツアイズ(受任者)との間で、
ハーツアイズプランをご契約いただきますと
賃貸借契約の解除・解約・残置物等を円滑に処理することができます。



ハーツアイズプラン



… 委任者さま(入居者)のご質問 …



高齢者夫婦は契約できますか？

ご契約の対象となりません。

国土交通省のモデルケースでは、単身高齢者の居住の安定確保を図る観点で策定されています。そのため、ハーツアイズプランでも単身高齢者(60歳以上)の方が対象となります。



ハーツアイズプランの契約条件は？

日本国内に居住する単身入居の高齢者(60歳以上)の方が対象となります。



賃貸人は受任者になれますか？

利益相反が生じる可能性が高いためできません。

